

## 安房妙本寺における由緒と伝統の創成

——特に「妙本寺文書」の一通をめぐって——

佐藤 博信

### はじめに

房総を代表する日蓮宗寺院の古刹、安房妙本寺（千葉県安房郡鋸南町吉浜字中谷。以下、妙本寺と称す）の土台は、鎌倉時代末期から南北朝時代初期にかけて開山日郷・開基佐々宇左衛門尉（郷伝）によって構築されたとされる。ただその由緒と伝統が語られるのは、それこそ戦国時代末期から江戸時代初期という特定の段階であった。そのことと、伝存する「妙本寺文書」が如何に関係するかは、「妙本寺文書」の内在的研究上重要な課題である。近年「妙本寺文書」の古書学的な研究がなされるに至ったことと相俟って、その内在的研究は、多方面からなされねばならない。それが妙本寺の由緒と伝統の解明に資すること多大なことはいうまでもない。

本稿では、そうした問題意識のもとで「妙本寺文書」の事実上の初見文書とされる建武五年（一三三八）三月十一日付某左衛門尉奉某袖判安堵状（『千葉県の歴史資料編中世3（県内文書2）』二〇〇一年。「妙本寺文書」七六・七七・五〇四。「妙本寺文書」）はその所収番号を示す。以下、i文書と略す。写真版を参照）とその周

辺について若干検討したい。

第一節 建武五年三月十一日付某左衛門尉奉某袖判安堵状の紹介

(花押影)

安房国北郡吉浜村法華堂坊敷并門前田嶋山等之事

右、永代可為宰相阿闍梨日郷師資相伝之地、若違乱妨之人有之者、可被処罪科之状如件、

建武五年戊寅三月十一日

左衛門尉奉

上記の様なi文書は、後述の様に妙本寺の由緒と伝統にあつて決定的な位置を占めてきた。ただi文書の存在を示す記述が史料上に現れるのは、それこそ江戸時代初期の「先証文之分」三通においてであった(「妙本寺文書」二九五～二九七)。その二通を掲げれば、次の通りである(「妙本寺文書」二九五(I)・二九七(II))。

〔鎌倉家并里見家御証文目録〕(端裏書)

(I) 妙本寺先証文之分

一 尊氏將軍之 御判 左衛門尉奉 (「妙本寺文書」七六・七七)

建武二年三月十一日

二代目

一 基氏瑞泉寺殿 御判 文和貳年四月十三日〔妙本寺文書〕八二・三一八

三代目

一 氏満永安寺殿 御判 応永貳年十二月十一日〔妙本寺文書〕二九・三〇

繪図并添状式通〔妙本寺文書〕二八

四代目

一 満兼勝光院殿 御判 応永八年十月廿七日〔妙本寺文書〕九七・九八・九九

法印奉

五代目

一 持氏長春院殿 御判 応永十七年二月十八日〔妙本寺文書〕一〇〇・一〇一

榮快奉

一定 尊蓮花光院 成氏之御舍弟 享徳五年十二月十五日〔妙本寺文書〕一〇四

国主里見家

一 義堯 義弘 義康 忠義

御判有之

(II) 妙本寺先証文之分

〔妙本寺証文之注文 妙本寺日東〕(端裏書)

安房妙本寺における由緒と伝統の創成——特に「妙本寺文書」の一通をめぐって——

一 尊氏將軍之御判 左衛門尉奉

二代目

一 基氏瑞泉寺殿御判 文和三年四月十三日

三代目

一 氏滿永安寺殿御判 応永三年十二月十一日

四代目

一 滿兼勝光院殿御判 応永八年十月廿七日

法印奉

五代目

一 持氏長春院殿御判 応永十七年二月十八日

榮快奉

社家

一 蓮花光院殿定尊 成氏之御舍弟

享德五年十二月十五日

国主里見家

一 義堯 義弘 義康 忠義

御判有之

為火急之注進之間、此内尊氏將軍之御判形、里見義康・忠義之御判計写越申候、春中大久保六右衛門殿(忠尚)ニハ皆々御目にかけ申候、右之外 禁中よりも御書いたし、いまに頂戴いたし候、以上、

この(Ⅰ)(Ⅱ)の示す通り、当時の妙本寺の由緒と伝統を示す証文にとつて「文書Ⅱ」「尊氏將軍之御判」は、鎌倉公方足利氏歴代・「国主里見家」歴代の文書と並んで重要な位置を占めていたのであった。ただ当時は一般的に(Ⅰ)の端裏書の様に「鎌倉家并里見家」に大別され、「尊氏將軍之御判」も「鎌倉家」に含まれていたものであった。その他、なお「禁中」「御書」が存在したのであった。

すなわち、江戸時代初期段階、妙本寺の由緒と伝統を示す証文は、「鎌倉家」ⅡA「尊氏將軍之御判」+B鎌倉公方歴代文書、「国主里見家」ⅡC里見氏歴代文書、D朝廷関係文書の四本柱であったと評価される。

## 第二節 由緒と伝統の創成とその帰結

それでは、そうした由緒と伝統が如何なる形で創成されたのか、また「文書」はそのなかで如何に位置づけられてきたのか、そして、それは如何なる帰結をみたのか、検討したい。関係史料を列記すれば、次の通りである。

①天文四年(一五三五)十月十四日付日我「堯我問答」(前掲『千葉県の歴史資料編中世3(県内文書2)』五三五頁)は、「里見ノ源義堯ト奉号、(中略)日蓮正嫡之智水、天庭出仕ノ遺跡也」と、C里見義堯・日蓮・D朝廷との関係を記す。史料の性格にもよるが、足利尊氏云々の記述はみられない。

②天文十四年四月付日我「申状見聞私」(堀日亨編『富士宗学要集第四卷』創価学会、一九九一年)は、「光明

院ノ御宇、尊氏將軍ノ時代建武ノ比、妙本寺建立有之「度々ノ乱劇ニ聖教目錄已下破損ノ間、建立ノ年記日月・日郷ノ御縁起等慥なる目錄于今無之」と、尊氏時代の建武の頃の創建を記す。

③ (元亀元年(一五七〇))十一月二十二日付正木源七郎(時盛)宛日侃書状(「妙本寺文書」三九)は、「妙本寺之事、雖為当日不肖、先師数代参内奏聞之旧跡、尊氏將軍以來天下不入之伽藍、日蓮聖人嫡流之遺跡、富士門家之本寺二候、爰以 義堯・義弘等〇(貴殿)以御懇情、于今■■■■(且)相残分候、自今以後、衆徒・旦那之緩怠無沙汰お日我・日侃ニ置免候而、無退転之様預指南候者、愚僧・衆檀共、以可為二世之満足候」と、D朝廷との關係・A尊氏以來不入の寺たること・日蓮の靈跡たること・C里見義堯及び義弘の懇情を得てきたことなどを記す。

④ 天正十八年(一五九〇)十月一日付板倉昌察宛日侃書状(「妙本寺文書」一一〇)は、「妙本寺之事、参内奏聞之旧跡、尊氏將軍以來天下不入之地、(中略)従内裏之御書出、鎌倉殿五六代之御教書、先年乱中紛失申候得共、少々于今頂戴申候」と、尊氏以來不入の寺たること・A Bの「鎌倉家」文書存在・D朝廷文書存在を記す。

⑤ 天正十九年(一五九二)六月十九日付本名肥後守(弘永)宛日侃訴状(「妙本寺文書」一二〇)は、「当寺ハ(中略)日蓮聖人嫡々正統之惣跡、(中略)建武年中 尊氏將軍之御代、当寺之敷地を申請、従筑紫中国之門徒中所立置之伽藍にて候、(中略)先師数代被遂参内奏聞、従 内裏之御書出御座候、鎌倉將軍家五六代之御教書、于今頂戴申、天下不入不私寺家候、(中略)東陽院殿御掟ニ当家里見も為一家、于時義堯国主ニ生合、(中略)被寄田代五十余年以御恩云々」と、日蓮との關係・不入の寺たること・A Bの「鎌倉家」文書存在・D朝廷文書・

C 里見義堯以来の關係の存在などを記す。

- ⑥ 年未詳十月二十二日付町原三之蒸(丞)宛定善寺日定由来書(「定善寺文書」九二)<sup>3)</sup>は、「里見(忠義)伯耆二国替已後、妙本寺ノ知行御藏入ニ罷成候、日侃(日珍か)上人此寺(妙本寺)ハ代々參内奏聞之寺ニテ候、從内裏之御書出・尊氏將軍ノ御判等、無其隱御寺ニテ候由ニ書物ヲ以言上候」と記す。この由来書(由緒書)は、里見氏(忠義)国替えの慶長十九年(一六一四)九月以降にして日珍死去の寛永二十年(一六四三)八月以前のものであるが、その内容は、「安房守殿(忠義)御出国ニ付而、寺領御没倒、寅卯兩年(慶長十九年・元和元年)ニ沙弥屋敷まで御年貢致、納所及大破候之間、去年(元和二年)八月四日江戸へ渡海、同廿八日御見申候処、寺領如前々御赦免、剩兩年致納所候御年貢まで御返下候」(「定善寺文書」五二)を指そう。すなわち、元和二年(一六一六)八月段階の「鎌倉家」文書のなかのA「尊氏將軍ノ御判」の特記とD朝廷文書などの存在の指摘である。
- ⑦ 端裏書に元和二年十月二十六日、寛永六年(一六二九)間の住持日東(寛永十年四月十四日死去。「妙本寺文書」一九八)の名前がみえる証文(Ⅱ)には、「尊氏將軍之御判 左衛門尉」とあるが、ほぼ同様な(Ⅰ)には、「鎌倉家」文書としてA「尊氏將軍之御判 左衛門尉奉 建武二年三月十一日」文書とB鎌倉公方文書、C「国主里見家」文書の存在を同様に記す。なお、Ⅱには里見氏国替後に代官中村吉繁とともに元和二年九月七日付「書出」を認めた日蓮門徒大久保六右衛門忠尚(寛永七年九月二十一日死去)の名がみえる。<sup>4)</sup>
- ⑧ 寛永十四年十一月十六日付日前覚書(「妙本寺文書」三四六)では、「当寺ニ尊氏將軍之御教書有之、(中略)亦鎌倉御所之御教書も五六通有之」と、従来の「鎌倉家」文書をA尊氏文書とB鎌倉公方文書を区別してAを特記するに至る。

⑨正保五年（一六四八）二月二十二日付日前等連署定書（「妙本寺文書」一二六）は、「凡当寺（妙本寺）之事者、尊氏將軍之時代、建武貳年ニ草創」と明確に記すに至る。

以上の様に、史料の偏差が存在するとはいえ、妙本寺の由緒と伝統が語られたのは、戦国時代後期の日我から江戸時代初期の日前までの約一世紀の間であった。その帰結が⑨であったことになる。すでに⑥で妙本寺末の日向定善寺（日向市財光寺）は、寛永二十年（一六四三）十月二十二日に「上聞」のために「定善寺両御本寺（妙本寺・久遠寺）由来」を作成している（「定善寺文書」九二）。こうした明確な「由来記」（由緒書）の登場は、次の段階の到来を物語る。その意味で、この一世紀は、特定の課題を有した時代であったと評価される。

問題は、その特定の課題如何である。それは、第一に寺領の支配と安堵に関わる場において由緒と伝統が語られると同時に、その証として口承のみならずそれを裏付ける証文（文書）が必要な時代であったということである。その実質上の証文類は、I朝廷との関係、II足利尊氏以来不入地の関係、III鎌倉公方歴代との関係、IV里見義堯以来の関係、という四本柱で構成されていたのであった。これらは、時代に規定されて振幅が存在したが、その規定的条件として通底したのは、③以来のII「尊氏將軍以来天下不入之伽藍」の強調であった。第二にそのキーワード「不入」をめぐる問題は、なにも安房の妙本寺固有の問題ではなく、全国的に大名領国制下において天文・永祿年代頃から顕著となる課題であったということである。戦国の争乱の激化は、諸役負担をめぐる支配―被支配間の対立と緊張を全面的に展開せしめたのであった。その場において「尊氏將軍以来天下不入之伽藍」という足利尊氏存在が強調されたのであった。それは、時代とともに「鎌倉將軍家五六代之御教書」から「尊氏將軍ノ御判等」へ、さらに「尊氏將軍之 御判 左衛門尉 建武二年三月十一日」へと具体化させて、その存



在を誇示したのであった。

もちろん、そうした特定の課題に対する由緒と伝統の証文による対応は、時代的課題の変化とともに、その歴史的要義を喪失するのも必然であった。例えば、⑥の江戸幕府への登城・直訴には、「里見義康・忠義之御判」＋「従内裏之御書出・尊氏將軍ノ御判等、無其隱御寺ニテ候由ニ書物ヲ以言上候」ことが必要であったことが知られるが、その背景には、代官中村吉繁が「里見義康・忠義之御判」を前提に処置したことがあったのである。その結果、元和二年（一六一六）九月十五日付妙本寺宛中村吉繁判物（「妙本寺文書」三四〇）が出されたのであった。この判物の重みは、日珍がその獲得を機に隠居したこと（「定善寺文書」五二）、寛永十三年（一六三六）日前が幕府に提出した証文は「寺領之員数」を示すこの判物であったこと（「小泉久遠寺文書」）、この判物を前提に寛永十三年十一月九日付妙本寺宛徳川家光朱印状（「妙本寺文書」四八〇）が出され、以後歴代將軍の朱印状（「妙本寺文書」四八二・四八四・四八六・四八八・四九〇～四九四）が出されたこと、などに窺われる。その段階、事実上 i 文書以下過去の証文は、公的な機能を喪失したのであった。

以上、妙本寺における由緒と伝統の創成とその帰結について、時代的背景の変化を踏まえて見通した。

### 第三節 建武五年三月十一日付某左衛門尉奉某袖判安堵状の検討

ここで、改めて i 文書の性格について検討したい。その検討との関連でまず注目されるのは、次の一通（「前田尊経閣文庫文書」他。ii 文書と略す）である。

著到

伊豆国御家人南条左衛門四郎時綱

右、著到如件

元弘三年八月十日

違例之間、不能□□、仍所司「了、」(花押)

このii文書については、すでに先学の検討があるが、同日付江島基貞著到状(「豊前中島文書」)には足利尊氏の証判が据えられているものの、これには尊氏の「違例」で「所司」かと思われる某が証判を据えているのである。时期的に足利尊氏が京都六波羅探題を滅ぼした際のものとするれば、ii文書は文言を含めてなお検討の余地があるかと思われる。ii文書自体、「前田尊経閣文庫文書」は天明七年(一七八七)に藤井貞幹が模写したものであり、また「屋代本」は屋代弘賢が徳川昭武模写本を再度模写もので、その原本は今に確認されていない。その意味で、「原本」が一体如何なる形で存在したのかなど、皆目不明である。

それにしても、なによりも注目されるのは、従来から指摘される様に、その花押形がi文書の袖判と「酷似」「類似」する点である。そこから「袖判の人物・南条時綱・日郷の三者の結びつきが想定される」とする一説が生まれる所以である。

それと併せて注目されるのは、妙本寺創建後の「妙本寺文書」中最古の受領文書、建武五年五月五日付宰相阿闍梨(日郷)宛南条時綱寄進状(「妙本寺文書」七八・二六二…iii文書と略す)の存在である。このiii文書は、

南条時綱が日郷に上野大石寺東方（富士宮市上条）を寄進したことを示すものである。ここでは、年号建武五年と南条時綱（その子息牛玉丸は日郷の弟子となり二代目妙本寺住持日伝となる）と日郷の關係が注目される。

すなわち、i 文書は、ii 文書（某花押・南条時綱）と iii 文書（建武五年・日郷・南条時綱）との緊密な關係のなかで成立したのではないかという見通しである。そのうえで、i 文書の奉者「左衛門尉」は、一般的に想起される様に開基佐々字左衛門尉の存在を想起せしめようか。そこには、開山日郷と開基佐々字左衛門尉による妙本寺創建を建武五年の初見文書に倣って同年のこととせんとする明確な意図があったと推察される<sup>9)</sup>。

問題は、その成立時期である。もちろん、それを明示するものはない。それは、すでに②天文十四年四月付日我「申状見聞私」に「度々ノ乱劇ニ聖教目錄已下破損ノ間、建立ノ年記日月・日郷ノ御縁起等慥なる目錄于今無之」や④天正十八年十月一日付板倉昌察宛日侃書状に「従内裏之御書出、鎌倉殿五六代之御教書、先年乱中紛失申候得共、少々于今頂戴申候」と記される如く、戦乱などで多くの文書を「紛失」していたからである。しかし、④には「鎌倉殿五六代之御教書」が「少々于今頂戴申候」の一つという形でみえる。その内容は、(I) でいう次の様な構成であったと思われる。

a 一 尊氏將軍之 御判 左衛門尉奉（「妙本寺文書」七六・七七）

建武二年三月十一日

二代目

b 一 基氏瑞泉寺殿 御判 文和式年四月十三日（「妙本寺文書」八二・三二八）

三代目

安房妙本寺における由緒と伝統の創成——特に「妙本寺文書」の一通をめぐって——

c 一氏満永安寺殿 御判 応永貳年十二月十一日

絵図并添状式通〔妙本寺文書〕二七〜三〇

四代目

d 一満兼勝光院殿 御判 応永八年十月廿七日〔妙本寺文書〕九九

法印奉

五代目

e 一持氏長春院殿 御判 応永十七年二月十八日〔妙本寺文書〕一〇〇・一〇一

栄快奉

f 一定尊蓮花光院 成氏之御舎弟 享徳五年十二月十五日〔妙本寺文書〕一〇四

a〜fのうち、確実に原本とみられるのは、fの雪下殿（鶴岡八幡宮若宮別当）定尊（足利持氏の子息・足利成氏の弟）の文書<sup>⑩</sup>だけで、あとはほぼ写である。またやはりf以外は「殿 御判」とあるものの、その時代の文書という程度の意味で、「殿」の「御判」が存在するわけではない。実態は、b⇨二階堂カ氏清安堵状、c⇨二階堂カ行孝書状、d⇨法印某奉弘賢カ補任状と呼ばれるものである。i文書も、それに準じて某左衛門尉奉某袖判安堵状と呼ばれるものである。bの「三一八」の端裏書に「是ハ基氏瑞泉寺殿御代基氏將軍御若年之間、時之政所二階堂民部大夫奉之」、cの裏書に「京ハ三代目義満 四代義持時 鎌倉持氏御判欵」とかみえるのが、その辺の事情を物語っているようか。

ただ内容的には、b・cは鎌倉府奉行人二階堂氏関係、d・eは鶴岡八幡宮若宮別当関係、その延長上にfの

登場という具合に、鎌倉府による祈願寺妙本寺支配の諸段階に対応しており、その点では時代的矛盾はない。なお、c 関係では、伝来する「絵図」は原「絵図」の模写本とはみなし難く、明らかに後世アレンジされた代物である<sup>(1)</sup>。

すなわち、b、f はそれなりに妙本寺伝来文書としての一面を有するものの、a は「尊氏將軍ノ時代建武ノ比」という伝承を背景にさまざまな関連文書が集成された可能性が高いのである。その歴史的背景には、先述の通り寺領支配・安堵、諸役免除のために「不入」証文が必要とされる客観的状況があったと推定される。それは、「吉浜村法華堂坊敷并門前田畠山等」が開山日郷の「師資相伝之地」であること、その地を「違乱妨之人有之者、可被処罪科之状」という禁制（制札）内容であることなど、「不入」に相応しい内容であることから知られる。

その点に絡む前史としては、永祿八年（一五六五）十一月に里見義弘の棟別銭賦課に「佗言」し「寺家并門前」免除を獲得したことがあげられる（「妙本寺文書」四八）。そこには「不入」文言はみえないが、房総で「守護不入」「不入」文言が頻出するのはそれこそ永祿七年（中山法華経寺文書）「観明寺文書」以降なので、ほぼ同様の事態が存在したと思われる。またその際の「佗言」に五年後の「尊氏將軍以来天下不入之伽藍」の論理が展開されたか否かは不明であるが、基本的には通底するものがあつたと思われる。

もちろん、その論理展開と文書の実在は同一ではなく、その段階のi 文書の存在は断定できないが、その淵源があつたことは間違いない。というのは、⑩の天正十九年六月十九日付本名肥後守（弘永）宛日侃訴状には「当寺ハ（中略）建武年中 尊氏將軍之御代、当寺之敷地を申請云々」とあり、i 文書の存在を示唆するが如きであ

り、すでにその段階には存在していたと推定されるからである。それが前年の④に遡ることは間違いないが、③まで或いはそれ以前に遡りうるか否かはなお慎重な手続きが必要であらう。

#### 第四節 建武五年三月十一日付某左衛門尉奉某袖判安堵状の改竄

以上の様に、i 文書は、戦国時代末期に寺領支配・安堵、諸役免除の「不入」の大きな証として登場したと推定された。それが、江戸時代初期に証文として提出される段階において、次元の異なる問題に直面することになったのである。それは、寛永十四年（一六三七）十一月十六日付日前覚書（「妙本寺文書」三四六）によって「尊氏將軍之御教書有之、年号之義、年代記ニ不合也、建武者式年ニ限ル也」と記された様に、年号≡建武五年が「年代記」（年表）に「不合」とされたことであった。その認識は、それ以前の日珍段階の「先証文之分」の（I）（II）に「建武五年三月十一日」とはなく「建武二年三月十一日」とあることから窺われる。七六号に年月日の建武五年三月十一日の「五年」の右に朱字「二年」、左に朱字「建武二年三年ハ延元也」との注記がある如く、訂正された年号で記載されたのであった。<sup>12)</sup>

ただ年号≡建武五年は、「妙本寺文書」に先述の建武五年五月五日付南条時綱寄進状が存在するのみならず、各地で多数確認され、決して不自然なものではないのである。<sup>13)</sup>「鎌倉大日記」も、建武五年から暦応元年への改元を九月十日と記す通りである。その意味で、i 文書の年号自体は、なんら問題はないのである。この時代は南北両朝が入り乱れ複数の年号が使用されたので、後世その判断に混乱を極めたことは十分想定される。日前らが参照した「年代記」がどこまで正確な年号情報を記していたかは不明で、むしろその不十分さの煽りを受ける形

で、こうした混乱が表面化したものと思われる<sup>14</sup>。

もちろん、こうした「年代記」による年号判断やそれによる訂正の背景には、史料としての証文自体への眼差しの変化があったに違いない。それは、相互に証文を如何に確認するかの問題である。先述の通り、天正十八年の里見義康段階には証文類が列記されるに至るが、それとて実際に提出されたか否かは不明である。それが日珍段階の慶長十九年（元和元年）の里見氏国替・代官中村吉繁登場にともない（Ⅰ）（Ⅱ）の証文の注文が具体的に作成され、実際に「尊氏將軍之御判形、里見義康・忠義之御判計写」が提出されたのであった。さらに江戸城で「書物」をもって「言上」されたのであった。しかし、寛永十四年の朱印状下付の際は、i文書は「年号之義、年代記ニ不合也」文書として、また「鎌倉御所之御教書も五六通」も「不出」であった。逆に「寺領之員数」を示す中村吉繁判物が証文として扱われたのであった。先述の通り、i文書以下は、証文としての公的機能を喪失したのであった。

すなわち、戦国時代末期から江戸時代初期に至る証文の問題は、〈証文の存在の誇示↓証文の目録提示↓証文を取捨選択し提示〉の過程を経て、徳川將軍の朱印状下付で帰結したのであった。その過程で証文の史料性が「年代記」で問われたのであった。その背景には、幕府による証文の真偽判定を見込んだ作業があったに違いない。その限りでは、年号一つも真偽判定の重要な要素とする共通認識が生まれていたのである。日珍段階もさることながら、日前の寛永年代は、朱印状の発給といい、幕府による最初の系図集成「寛永諸家系図伝」の編纂といい、史料の真偽と内容判定が問われる時代であったのである。

第五節 証書類の軌跡―江戸から明治へ―

それでは、その後、こうした証文は、如何なる軌跡を歩んだのであろうか。先述の様に、以後、妙本寺が江戸幕府に証文を提出したという記録はみられない。歴代將軍の朱印状が將軍家光の朱印状を前提に発給され続けたのであった。内部的にも宝永六年（一七〇九）十一月十五日付日賢作成目録（「妙本寺文書」三五四）が作成されただけである。

目録

鎌倉二代目

基氏 御判 文和二年四月十三日

同四代目

満兼 御判 応永八年十月廿「七」「一」の字の上に重ね書き

満兼 御代 賢城判

同五代目

持氏 御判 栄快奉 応永十七年二月十八日

里見家書出

「折紙三通 義康書出（二三八・二五二・二五三）」



里見家証文 十通

鎌倉氏満公より絵図一枚、同添状式通

右之通、此度江戸出二付、我等預り、為後日、目録如斯候、

宝永六年十一月十五日 日賢

遠本寺

大行寺江

この目録は、住持日賢が江戸出府にともない重書を末寺の遠本寺（鴨川市奈良林）と大行寺（鋸南町保田）に預けた際のものである。これには、「鎌倉御所之御教書も五六通」と「里見家書出」はみえるが、「尊氏將軍之御判」と「雪下殿定尊文書（享徳五年の襲用年号付き）はみえない。注文と目録の史料的性格の相違を考慮しなければならぬが、両文書がみえないことは、注目される。そこになんらかの共通性が存在するか否かは不明であるが、或いは「年代記」に「不合」ということであろうか。なお検討を要しよう。

次いで、明治年代に入って千葉県での最初の歴史編纂である高橋正明編「安房国古文書摘要」（一八八三年）には、「執達制札寄附状等拾八通 右本書類ノ全文左ノ如シ」として十八通の文書が掲載されている。<sup>(15)</sup>その選択の基準は必ずしも明確ではないが、冒頭に康永四年（一三四五）三月十五日付日郷上人宛光明天皇綸旨（「妙本寺文書」五〇五）が掲載されている。<sup>(16)</sup>これが「従 内裏之御書出」と表現されてきたものの一つであろうか。江戸時代には証文としては後方に追いやられた天皇綸旨が明治維新・王政復古にともない冒頭に掲載されるに至っ

たものと思われる。その後は、i 文書 II 建武五年三月十一日付某左衛門尉奉某袖判安堵状から文禄二年十二月二十五日付妙本寺宛里見義康判物（「妙本寺文書」五五）までが年代順に記載されている。そのなかには、明応八年（一四九九）三月二十四日付日要宛中御門宣秀カ書状（「妙本寺文書」三一・三二）も含まれ、先程の天皇綸旨と同様な意図が窺われる。さらに d 応永八年の文書（「妙本寺文書」九九）と e 応永十七年の文書（「妙本寺文書」一〇〇）のみが記載されて、c 応永二年の文書（「妙本寺文書」二七・二九）と f 享徳五年の文書（「妙本寺文書」一〇四）は掲載されていない。c 応永二年の絵図（「妙本寺文書」二八）は、「妙本寺境内図面 壹葉」として最後に記載されている。

なお、高橋正明は、i 文書について「建武五年戊寅八年表等ニ記載セス戊寅ハ北朝暦応元年ニシテ建武五年トアルハ疑ヒヲ免レスト雖モ尊氏自ラ称シテ建武五年トナセリ他ニ又往々同年号ヲ用フルモノアリト云フ本書年表等ノ符合セサル以テ五ノ字及戊寅ノ字ヲ故ニ刪去セシモ辛ニシテ僅カニ其筆跡ヲ見ルコトヲ得寺僧等事実ニ暗キヨリ起リシモノナランカ」とのコメントを付している。そのなかで、特に「年表等ノ符合セサル以テ五ノ字及戊寅ノ字ヲ故ニ刪去セシモ辛ニシテ僅カニ其筆跡ヲ見ルコトヲ得」という指摘は、実に貴重である。高橋がその痕跡をみた i 文書とは、「妙本寺文書」五〇四<sup>17</sup>であろう。そこには、「五ノ字及戊寅ノ字ヲ故ニ刪去セシ」<sup>17</sup>られていたのであった。

この高橋のコメントは、文書自体の真偽に言及がないことや袖判を従前同様足利尊氏のものともみなするなど、一定の限界はあるものの、建武五年に対して一つの見識を示した点で、高く評価される。i 文書の建武五年が復権をみただからである。

## 第六節 「由緒書」から「明細帳」・「寺誌」へ

この様に、i 文書が江戸時代初期にその真偽を差し置いて建武五年から「建武二年」に改竄されたことは、以後の妙本寺創建時期に大きな刻印を残したのであった。これでもって、妙本寺創建<sup>ii</sup>「建武二年」説が確定をみたからであった。例えば、ほぼ由緒書に準ずる<sup>iii</sup>正保五年（一六四八）二月二十二日付日前等連署条書は、「凡当寺（妙本寺）之事者、尊氏將軍之時代、建武貳年ニ草創」と明確に記すに至っている。さらに末寺の日向定善寺も、日我「申状見聞私」段階は、「観応二年（一三五二）辛卯日向財光寺（定善寺）立也、日睿開山也」と記されていたが、やはり「由緒書」に準ずる寛永元年（一六二四）五月十五日付定善寺日定書状（「妙本寺文書」四二〇）には「此寺（定善寺）之事、（中略）日睿、彼上人、（中略）建武二年之建立ニ候」と記されるに至り、本末両寺ともに同年の創建とされたのであった。江戸時代における寺院間の本末制度の確立は、開山・開基の確定のみならず創建年代の有無・確定をともなつて展開されたのであった。安房上行寺（鴨川市磯字山ノ腰に會存）も、「建武二年度」創建（「寺院明細帳」とされ、また日向本永寺（宮崎市高岡町内山）も、「建武年中日州佐土原江寺建立」とされた（「本永寺由緒并末寺帳」）。それらは、そのまま明治十二年（一八七九）作成の寺院書き上げ（「寺院明細帳」）に引き継がれたのであった。曖昧な表記が許されない時代に入ったのである。開山・開基・歴代・創建年代・御本尊以下寺宝（靈宝）・縁起・建物・敷地などを列記する近代的な「明細帳」への移行であった。

それが現在に至ることは、江戸時代の『妙本寺由緒書』（文化十二年（一八一五））を引き継いだ『本山妙本寺

略縁起』(二九五二年)に「建武二年三月日蓮聖人直弟子日興孫弟子日郷上人佐々宇左衛門尉教化して檀越とし法華堂の敷地並に附近一帯の田畑山林を悉く寄進したので足利將軍家の許可を得て法華堂を中谷山妙本寺と改称しました」ある通りである。さらに『日蓮正宗 富士年表』(富士学林、一九九〇年)の建武二年の項には、妙本寺について「宰相阿闍梨日郷 安房吉浜に法華堂(妙本寺)を創す。開基檀那佐々宇左衛門尉(寺誌)」とあると同時に、「その末寺定善寺についても「薩摩阿闍梨日郷 日向に帰り日能を教化し法華堂(定善寺)を富士門流に改む(叡縁)」とか「薩摩阿日郷 日向に本善寺・本東寺を創す(寺誌)」などと記されたのであった。江戸時代の「由緒書」から近代の「明細帳」へ、そして現在の「寺誌」に至ったのである。

すなわち、偽文書の作成のみならず、「年代記」による年号の改竄が現在に至るまで大きな結果を与え続けていたのであった。それが「由緒書」「明細帳」「寺誌」へと引き継がれてきたのであった。

## おわりに

以上、第一に鎌倉時代末期から南北朝時代初期にかけて創建された安房妙本寺の由緒と伝統が現実に語られる様になったのは戦国時代末期から江戸時代初期であったこと、第二にそれは戦国時代末期からの寺領支配・安堵、諸役免除をめぐる対立と緊張と深く結びついていたこと、第三にその際に「不入」を示す証文Ⅱ文書の存在が極めて重要な意味を持つに至ったこと、第四にその過程で建武五年三月十一日付某左衛門尉奉某袖判安堵状が創出されたであろうこと、第五にその年号が証文としての厳密さが求められるなかで「年代記」「不合」として「建武二年」に改竄されたこと、第六に本末関係の整備など寺院制度の確立のなかで「由緒書」が成立し、そこ

で妙本寺の創建が「建武二年」と確定されたこと、第七にそれを土台に近代の「明細帳」、そして「寺誌」が成り立ってくることを、などを見通した。

なお、この問題は、決して対外的条件の所産だけでなく、「衆徒・旦那之緩怠無沙汰」への領主的対応として領主に由緒と伝統が語られたことに象徴される様に、内在的条件が存在したことも忘れてはならない。「不入」の問題は、戦乱の激化にともなう濫妨狼藉のみならず諸役賦課をめぐる支配―被支配間の対立激化と表裏の関係にあったからである。権力の外皮を被った由緒と伝統が語られる以前（口承）と以後（証文）で、妙本寺に如何なる性格変化があったのかは、残された大きな課題である。それは、境界や領域（寺領之員数）の確定など寺領支配の在り方の変化に呼応するものであった（「妙本寺文書」三八〇・三八一）。その変化を招来せしめた原動力は何であったのか。その意味で、由緒と伝統の問題も、観念的な支配イデオロギーの問題であると同時に、現実的な支配の問題でもあることに注意すべきである。

### 註

- (1) 例えば、佐藤『中世東国日蓮宗寺院の研究』（東京大学出版会、二〇〇三年）・『中世東国政治史論』（塙書房、二〇〇五年）・『安房妙本寺日我一代記』（思文閣出版、二〇〇七年）などを参照。
- (2) 例えば、『千葉県指定文化財第16集―平成19・20年度―』（千葉県教育委員会、二〇〇九年）、佐藤博信・坂井法暉「安房妙本寺文書の古文書学的研究―特に無記名文書の筆者特定について―」（『千葉大学人文社会科学研究』二三号、二〇一一年）などを参照。

- (3) 「定善寺文書」は、『宮崎県史史料編中世1』（一九九〇年）所収。番号は、その所収番号を示す。以下、同じ。
- (4) 「安房国寺社領帳」（川名登編『里見家分限帳集成』増補版）岩田書院、二〇一〇年）による。
- (5) 一九四八年一月五日に時の皇太子（現今上天皇）は、房総行啓の際、妙本寺に立ち寄り寺宝を見学している。それに因むのが「皇太子殿下御立寄り記念之碑」である。また御霊宝虫払い会（現今十月第三日曜日）の際、その関係写真が展示される。その意味で、日蓮霊跡地と天皇との緊密さを柱に由緒と伝統を語られているかにみえるが、近年は日蓮正宗（総本山大石寺）からの離脱（一九九五年五月）による単立大本山化に伴い富士門流・日郷門流の祖山としての宗教的位置に力点が置かれているかにみえる。まして足利尊氏以来武家との関係は、後方に追いやられている。時代に規定された由緒と伝統の変遷を示すが如きである。
- (6) 例えば、坂井法暉「南条一族おぼえ書き（上）」（『興風』十五号、二〇〇三年）を参照。
- (7) 例えば、時綱の仮名が四郎ではなく五郎であることは、堀日亨『南条時光全伝』（一九八八年、中国報編集室）の指摘がある。
- (8) 前掲註（6）坂井論文「南条一族おぼえ書き（上）」による。
- (9) やはり妙本寺とその所在地吉浜との関係を示す暦応元年（一三三八）十一月一日付某袖判吉浜代官職補任状写（妙本寺文書「三〇九」）も、検討を要する文書である。ともに袖判の文書である。この種の文書には、袖判のものが多いという特徴がある。
- (10) 本文書については、別途検討したい。
- (11) （応永二年カ）十一月二十八日付妙本寺宛二階堂カ成喜書状（『妙本寺文書』二七）に「吉浜妙本寺職地安堵事、被絵図に押印判被進候」とみえる「絵図」がそれに該当すると思われる。ただ「押印判」などの表現を如何にみるかわれよう。

(12) なお、東京大学史料編纂所蔵「影写本」には、七六号の頭注（掌記瀧澤規道筆か）に朱筆で「建武五年ハ北朝ノ年号是年曆応卜改元アリ朱改従フヘカラス」とある。

(13) 佐藤和彦・山田邦明他編『南北朝遺文関東編第一巻』（東京堂出版、二〇〇七年）を参照。

(14) なお、旧年号の襲用と同様に「年代記」に記載されない年号として異年号（私年号）の問題がある。その点、例えば、高野山釈迦文院蔵「諸尊表白抄」奥書（『中世よこはまの学僧印融―戦国に生きた真言密教僧の足跡―』横浜歴史博物館、一九九七年）には、「福德二年辛亥」から「延徳三年辛亥」への改竄の痕跡が窺われる（末柄豊氏の御教示）。

(15) この前後の詳細は、拙稿「妙本寺と高橋正明・重野安釋」（前掲註（1）『中世東国日蓮宗寺院の研究』）を参照。

(16) 本文書は、なお検討を要しようか。

(17) 本文書は、東京大学史料編纂所で大正九年九月に影写されて、五巻本の最後に添付されている。この一点のみ当時影写された理由は不明である。

〈付記〉本稿執筆に際し、妙本寺鎌倉日誡・興風談所坂井法暉両師から種々貴重な教示をえた。記して拝謝す。